

議発第1号議案

豊川市議会会議規則の一部改正について

豊川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月23日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 堀内重佳

豊川市議会会議規則の一部を改正する規則

豊川市議会会議規則（平成17年豊川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則（第1条—第12条）	第1節 総則（第1条—第12条）
第2節 議案及び動議（第13条—第18条）	第2節 議案及び動議（第13条—第18条）
第3節 議事日程（第19条—第23条）	第3節 議事日程（第19条—第23条）
第4節 選挙（第24条—第32条）	第4節 選挙（第24条—第32条）
第5節 議事（第33条—第46条）	第5節 議事（第33条—第46条）
第6節 秘密会（第47条・第48条）	第6節 秘密会（第47条・第48条）
第7節 発言（第49条—第64条）	第7節 発言（第49条—第64条）
第8節 公聴会（第64条の2—第64条の7）	第8節 公聴会（第64条の2—第64条の7）
第9節 参考人（第64条の8）	第9節 参考人（第64条の8）
第10節 表決（第65条—第74条）	第10節 表決（第65条—第74条）
第11節 会議録（第75条—第79条）	第11節 会議録（第75条—第79条）
第12節 協議又は調整を行うための場（第79条の2）	第12節 協議又は調整を行うための場（第79条の2）
第13節 議員の派遣（第80条）	第13節 議員の派遣（第80条）
第2章 請願・陳情の処理（第81条—第87条）	第2章 請願・陳情の処理（第81条—第87条）
第3章 辞職及び資格の決定（第88条—第92条）	第3章 辞職及び資格の決定（第88条—第92条）
第4章 規律（第93条—第99条）	第4章 規律（第93条—第99条）
第5章 懲罰（第100条—第105条）	第5章 懲罰（第100条—第105条）
第6章 補則（第105条の2—第106条）	第6章 補則（第106条）
附則 （会期中の閉会）	附則 （会期中の閉会）

第6条 議長は、会議に付された事件の議事を全て終了したときは、会期中であっても議会の議決により閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、会議時間を変更することについて、出席議員の2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回)

第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。

2 委員長は、委員会が提出した議案について前項ただし書の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って

、順次、投票する

—。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2 (略)

3 議長は、立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(委員会の審査又は調査の期限)

第6条 議長は、会議に付された事件の議事をすべて終了したときは、会期中であっても議会の議決により閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、\_\_\_\_\_、会議時間を変更することができる。ただし、会議時間を変更することについて、出席議員の2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 会議の開始は、振鈴で報ずる。

(事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回)

第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

2 委員長は、委員会が提出した議案について前項ただし書の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、事務局職員の点呼に応じて

、順次、所定の投票用紙を投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2 (略)

3 議長は、立会人の意見を聞いて、投票の効力を決定する。

(委員会の審査又は調査の期限)

第43条 (略)

2 前項に規定する期限までに審査又は調査を終了しなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告することができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、発言の通告をした全ての議員が発言を終了した後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又は議題の範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

(公述人の決定)

第64条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

第43条 (略)

2 前項に規定する期限までに審査又は調査を終了しなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、\_\_\_\_\_、中間報告することができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、発言の通告をしたすべての議員が発言を終了した後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又は議題の範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の承認を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

(公述人の決定)

第64条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、議会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)



る請願は、議会の議決で特別委員会に付託する\_\_\_\_\_ことができる。

2 委員会への付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属するときは、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する

。(紹介議員の紹介の取消し)

第85条 請願を紹介した議員は、議会に提出した請願について、その紹介の取消しをしようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の許可を得なければならない。

(決定の通知)

第92条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品の制限)

第94条 議場に入る者は、帽子、傘\_\_\_\_\_、携帯電話、録音機、撮影機、パーソナルコンピュータ、ラジオ等会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等\_\_\_\_\_の配付の許可)

第98条 議場において、資料等\_\_\_\_\_を配付しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第99条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(代理弁明)

議会運営委員会への付託については、会議に諮って省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、特に必要があると認めるときは、所管の常任委員会又は議会運営委員会に係る請願を会議に諮って特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属するときは、2以上の請願が提出されたものとみなす

。(紹介議員の紹介の取消し)

第85条 請願を紹介した議員は、議会に提出した請願について、その紹介の取消しをしようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(決定書の交付)

第92条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定の該当の有無についての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品の制限)

第94条 議場に入る者は、帽子、傘、つえ、携帯電話、録音機、撮影機、パーソナルコンピュータ、ラジオ等会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配付の許可)

第98条 議場において、資料、文書等の印刷物を配付しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第99条 すべて 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(代理弁明)

第102条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に弁明させることができる。

(懲罰の宣告)

第105条 (略)

#### 第6章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第105条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

第102条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議\_\_\_\_\_で一身上の弁明をする場合において、議会\_\_\_\_\_の同意を得たときは、他の議員に弁明させることができる。

(懲罰の宣告)

第105条 (略)

#### 第6章 補則

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第64条、第76条、第82条第1項及び第84条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行

うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第105条の3 この規則の規定（第27条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（この規則の疑義に対する措置）

第106条（略）

（この規則の疑義に対する措置）

第106条（略）

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正を踏まえ、豊川市議会に係る手続についてオンラインにより行うこと及び豊川市議会が作成し、又は保存する文書を電磁的記録により行うことができるようにするとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。